

岐阜県水防協議会条例

昭和二十四年九月三十日
条例第四十三号

改正 昭和二九年 三月三十一日 条例第五号 昭和三四年 三月二〇日 条例第九号
昭和三五年 八月 五日 条例第二七号 平成一二年 三月二四日 条例第二号

(設置)

第一条 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により、岐阜県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 協議会は、知事の諮問に応じ、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するとともに、水防に関し必要と認める事項を関係機関に対して建議する。

(組織)

第三条 協議会は、会長一人、及び委員十五人で組織する。

2 会長は協議会を代表し及び会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

(委員の代理)

第四条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(招集)

第五条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(議事)

第六条 協議会は、委員の三分の一以上が出席するのでなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の秩序保持等)

第七条 協議会の秩序保持、議事の整理進行及び会議の事務の統轄は議長が行う。

(任期)

第八条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職務にある期間とし、その他の委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

3 知事において特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

(参考人)

第九条 協議会は、必要ある場合においては、参考人の意見を聴かなければならない。

(雑則)

第十条 この条例に定めるもの及び協議会が自ら定めるものの外、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この条例は、水防法施行の日（昭和二十四年八月三日）から適用する。

附 則（昭和二十九年三月三十一日条例第五号抄）

- 1 この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十四年三月二十日条例第九号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（昭和三十五年八月五日条例第二十七号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第二号）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

災害時優先通信の取扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者への事前申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかわかるようにしておく。

犀川調節樋門操作規程

第1条 調節樋門（以下「この樋門」という。）の操作は、すべてこの規程によって行うものとする。

第2条 この規程で操作というのは、長良川洪水時における犀川（新犀川を含む）沿岸の被害を軽減せしむるために行う調節樋門の開閉をなす行為をいう。

第3条 この規程によるこの樋門の操作は、次の各号によるものとする。

- （1）この樋門6門のうち5門は、森部逆水樋門（以下「逆水樋門」という。）の開扉と同時に閉扉するものとする。
- （2）残り1門は下流の水位を監視しつつ8メートルの水位を超えぬ範囲で操作するものとする。
- （3）逆水樋門が開扉すれば直ちにこの樋門を開扉しなければならない。この場合この樋門の開扉は、下流水位に著しい水位変動を起こさぬよう徐々に行うものとし、如何なる場合もその水位として8メートルを超えしめてはならない。

第4条 前条の操作を行っている場合において、国土交通省墨俣水位観測所の長良川の水位が7.70メートル（標高11.92メートル）を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

- 2 所長は、外水位が低下した場合、浸水の状況等から安全確保ができる範囲で、速やかに施設の操作体制を確立するよう指示するものとする。また、操作員は、移動時等の安全の状況を自ら判断し、操作体制を確立できない場合は、所長に報告するものとする。

第5条 樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

- 2 樋門を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

第6条 操作に関する一切の行為は、河川管理者が行うものとする。

附 則

この操作規程は、建設省直轄事業で昭和29年度より施行される新犀川排水機二基の完成と同時に効力を発するものとする。

岐阜県水防計画附図

岐阜県水防計画附図については、岐阜県域統合型GIS を参照して下さい。

○岐阜県重要水防箇所

<https://gis-gifu.jp/gifu/PositionSelect?mid=2600>

国管理区間河川水防情報については、下記URL を参照して下さい。

○木曽川上流河川事務所

<https://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/index.html>

○木曽川下流河川事務所

<https://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/jusui/index.html>

○庄内川河川事務所

<https://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/bousai/suibou/>

岐阜県



平成19年4月1日現在